

はじめに

海を渡ったローマ法

——『法典化の19世紀

— (ポスト)コロニアル・パースペクティヴ』によせて ——

葛西康徳

イギリスにおけるローマ帝国の影響をテーマとした南川高志著『海のかなたのローマ帝国』（岩波書店2003）という本があるが、残念ながらローマ法は海を渡らなかった。と言うのは、「イギリス（イングランド）はローマ法の継受を経験しなかった」というのがこれまでの法学史の通説だったからである。この通説は近時大幅に揺らいでいるが（代表的主張者はケンブリッジのイベトソン教授）、そのことにはここでは立ち入らない。

では、イギリスを別として、ローマ法は海を渡らなかったのでしょうか？恐らく、通常の答えは否定的であろう。日本はどうか？もちろん原田慶吉著『日本民法典の史的素描』という名著を出すまでもなく、日本（民法典）はローマ法の影響を受けた。また、最近では木庭顕著『現代日本法へのカタバシス』（羽鳥書店2011）が出版された。しかし、それは、フランス法およびドイツ法を通じての間接的な影響であるとともに、主として「学説継受」の側面に限られている。いずれにせよ、ローマ法の影響問題は、少なくとも日本では、独仏英に関心が限定され、しかもそれぞれ「個室」で相互交流なく研究されてきた。

ところで、新潟大学では1970年代から比較法担当の佐藤明夫教授が「イベロ＝アメリカ法」即ち、新大陸におけるローマ法の影響を研究されていた。他方、筆者は東京大学法学部研究室において、日系ブラジル人研究者二宮正人サンパウロ大学・東京大学教授からブラジルにおけるローマ法の研究教育（「ケルススにおける法学の定義」）について、同じく1970年代から情報を得るといふ幸運に恵まれた。つまり、影響の態様はもちろん異なるけれども、日本法のパラレルはドイツやフランスではなく、ブラジルやメキシコ、アルゼンチンに求めることができるのである。しかも、「先輩」として。これらは「西に向かったローマ法」の例である。

では、ローマ帝国の西端、ジブラルタルを基準にして、東に向かったローマ法の国はないのか？答えは、「イエス」。スコットランドと南アフリカ、そしてスリランカ（旧セイロン）である。スコットランドの話は別の機会に譲るとして、本シンポジウムでは、「遠路遙々」南アフリカからの研究者の報告を加えることができた。レーナ・ファン・デン・ベルク教授に心より感謝申し上げる。

最後に一言。「遠路遙々」という表現はブラジルにも当てはまる。しかし、ローマ法から見れば、最果ての国は日本である。南アフリカもブラジルも日本よりもずっと祖国に近く、そして「先輩」である。